

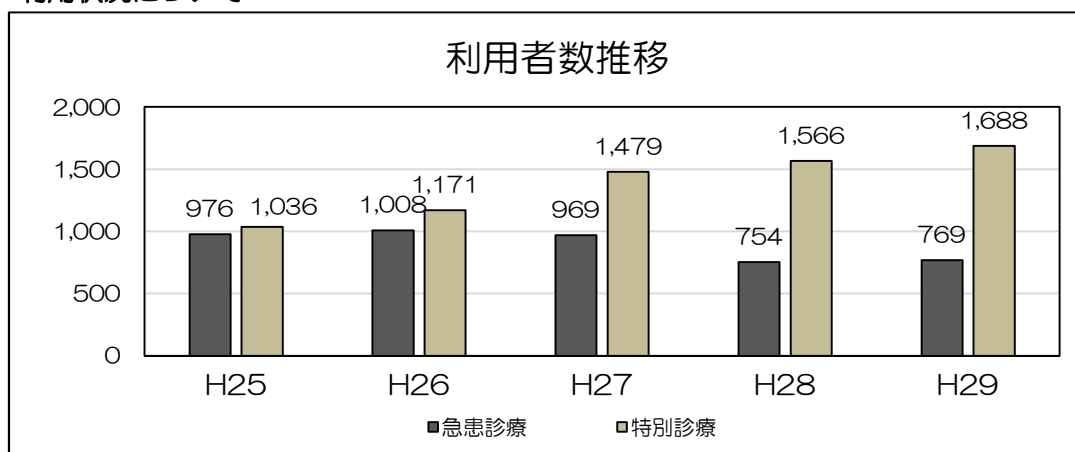
新潟市口腔保健福祉センターの取組状況について

1 新潟市口腔保健福祉センターとは

目的	市民の口腔保健の向上を図ること
施設開設日	平成21年4月1日
指定管理者	一般社団法人新潟市歯科医師会
業務	急患診療 日曜日、休日等における歯科救急患者の診療に関すること。
	特別診療 障がい者、高齢者等で一般の歯科診療所での診療が困難なものに対する、口腔内の疾患に関する診療、指導及び相談並びに摂食嚥下機能回復訓練に関すること。

2 特別診療の取組状況について

(1) 利用状況について



(2) 摂食嚥下機能障がい者への往診事業等について

目的	<ul style="list-style-type: none"> 本センターへ通院が困難な摂食嚥下障がい者に対する支援を推進する。 内視鏡による客観的な摂食嚥下機能評価を受けることにより、適切なりハビリの指導につなげることができ、誤嚥性肺炎発症リスクを軽減するとともに、食形態や食事の自立度、栄養状態の改善が認められ、認知機能の維持や改善が図られる。 				
方法	月に半日2回（毎月第2、第4木曜日の午後）、歯科医師及び歯科衛生士で施設へ赴き往診を行う。往診時に携帯した内視鏡により、摂食嚥下機能を評価、訓練の実施。				
実績	年度	訪問施設数 (実数)	訪問施設数 (延べ数)	診察患者数 (延べ人数)	VE検査者数 (延べ人数)
	H28	6	67	106	42
	H29	5	62	103	52

VE：嚥下内視鏡

(3) 口腔ケア研修事業・口腔健診研修事業について

○口腔ケア研修事業： 希望する介護サービス事業所に歯科医師と歯科衛生士が訪問し、事業所職員に対し介護者が行う口腔ケアについて研修を行うもの。

○口腔健診研修事業： 施設を担当する歯科医師等が施設へ赴き、施設利用者に対して歯科健診、歯科保健指導及び相談を行うもの。

【実績】

年度	口腔ケア研修 実施数(施設)	口腔健診研修 実施数(施設)
H25	39	23
H26	70	23
H27	48	20
H28	49	16
H29	52	14